

公的統計が直面している障害に関する各府省意見

本資料は、第3回基本計画部会の資料6「公的統計に係る課題と取組状況等（素案）」の「直面している障害」欄について、各府省に意見提出を求め、統計委員会担当室において整理したもの。

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
1 統計の体系的整備関係 (1) 体系的整備の考え方 <ul style="list-style-type: none"> • 基幹統計の指定基準の検討 • 人口社会統計の体系化 • 既存統計の評価 		<p>基幹統計の指定に当たっては、その基礎となる統計調査について報告義務の付与、地方事務の法定受託化など、調査の円滑な実施に不可欠な要素があることに配慮が必要（総務省）。</p> <p>人口社会統計に関しては、SNAのような国際的に模範となる体系が未確立（総務省）。</p> <p>政府として統計改革において原則となる基本的考え方がなければ、既存統計の見直し、分散型統計機構の良さを活かした全体最適、人的・予算的な資源の追加・配分方針等の検討が進展しない（経済産業省）。</p> <p>より良い統計を整備する上での対立する概念、例えば、産業の実態把握に関して主業格付け調査と事業活動（アクティビティ）の把握の両立等の課題について方向性が明示されなければ、個別の統計調査の調整コストが増大する（経済産業省）。</p> <p>政府としての基幹統計の位置付け及び意義の明確化、客体負担の軽減とともに非協力者の公表、罰則の実施等の対策強化を含めた方針を示さなければ、統計環境悪化の下、客体への調査協力への対応が困難となる（経済産業省）。</p> <p>統計の体系的整備に向けた各課題を実現するための手段</p>	

		<p>(体制、人材、予算など)の検討が具体的には進展していないため、各課題が実際にどのように実現するかが見えてこない。そのため、今後、加工統計(指数、産業連関表)をどのようにしていけば良いかの議論が行いにくくなっている(経済産業省)。</p>	
<p>(2) 統計利用者の声や政策決定上のニーズの把握</p>	<p>調査規則等の制定や改正の際に、行政手続法に基づき、調査の実施府省において、パブリックコメントを実施するなど、利用者等の声を把握。</p>	<p>個別統計調査についてのニーズ把握は可能であるが、統計全体としてのニーズ把握が不十分(個別統計で対応困難な課題の把握の工夫が必要。)(総務省)。 幅広い利用者のニーズ把握には、パブコメのみでは不十分(総務省)。 政策部局からのニーズ、学会等からのニーズを定期的に把握する仕組み・体制がない(政策統括官)。</p>	
<p>(3) 統計相互間の連携確保 特に、加工統計(SNA等)と一次統計の双方向的連携</p>	<p>「SNA 関連統計体系の整備に関する専門会議」において、各府省間の意思疎通を図りつつ、SNA 推計のために十分な情報が得られていない統計調査及び公表の早期化が求められている統計調査を中心に検討。 新たな統計調査の作成、既存統計の見直しの過程において、一次統計作成部局に対し、SNA 作成部局としての要望等を伝達(内閣府)。</p>	<p>一次統計の検討会議等に SNA 担当者の参加を得るなどして連携に努力しているが、具体的な連携の内容や方向性が未だ不明確(総務省)。 「経済センサス」(従業員部分の把握方法)、「工業統計調査」(転売品の扱い、平成 22 年調査が実施されない問題)等について、関係省庁と引き続き協議中(内閣府)。 財政関係データの発生主義ベースでの把握、地方財政統計の項目の標準化(内閣府)。 「鉱工業指数」、「第三次産業指数」等の加工統計においては、一次統計データの質(データ入手時期など)の悪化、</p>	

		量（入手出来るデータ）の減少や内容の変更などのため、精度の維持に必要な対応が不可欠となっている。具体的には、「鉱工業指数」については採用品目数を減らさざるを得ない、第三次産業活動指数については継続性を確保できない（エンジニアリング業、パチンコホール等）、四半期調査を月次統計に対応させる（観光統計）等（経済産業省）。	
(4) SNA 等の加工統計の課題			
<ul style="list-style-type: none"> • SNA の速報値と確報値の乖離の検討、QE 推計の見直し 	<p>本年 8 月公表の QE から、「生産動態統計の欠落月の補外方法の改善」及び「在庫推計での時系列モデルの活用」を実施（内閣府）。</p>	<p>更なる改善について検討中（QE で利用可能な、精度の高い民間企業設備関連データ）（内閣府）。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 産業連関表の統計的検討 		<p>産業連関表を推計する一次統計の簡素・合理化による推計精度の著しい低下が問題。特に、「平成 23 年経済センサス」の実施に伴う、「工業統計」等大規模統計の調査項目の変更は死活問題。現行の「産業連関表」の精度を維持改善するためには、最低限現状の調査項目を残すことが重要。「平成 23 年経済センサス」調査票の提示がなければ、「平成 22 年産業連関表」作成への影響を精査することができない。</p> <p>「工業統計調査」より半年遅れて実施されることから、生産額推計に利用可能な確報データの提供時期が曖昧なため、「平成 22 年産業連関表」作成スケジュールへの影響が危惧される（経済産業省）。</p> <p>「平成 22 年産業連関表」作成の立場から、総務省新統計検討室に提出すべく、「産業連関幹事会」において各府省庁の意見・要望を取りまとめるよう要請しなければならないとなっている（経済産業省）。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> • 価格統計とデフレータの再検討 	<p>GDP デフレータの指数算式に関して、平成 16 年 12 月から、連鎖方式(前暦年基準パーシェ型)を導入(内閣府)。</p>	<p>CPI については基準改定時に新たな技術的改善等を順次導入するとともに、統計作成方法等について利用者に十分な周知を図ることが必要(総務省)。</p>	
<p>(5) 個別分野での統計整備</p>			
<ul style="list-style-type: none"> • 国勢調査 	<p>「平成 22 年国勢調査」について、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」での検討結果を踏まえ、「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」において、調査票の配布・回収方法の見直し等の改善方策を検討中(総務省)。</p>	<p>新たな調査方法に関しては、経費抑制の制約の中で、調査実施を担当する地方公共団体を交えた試験調査等の検討を通じて国民の理解・協力の得やすい方法を確立することが必要(総務省)。</p> <p>調査の意義・役割、万全の秘密保護等について、国民の理解を得よう広報周知が必要(総務省)。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 経済センサス 	<p>平成 21 年に事業所及び法人企業の名称等の捕捉に重点を置いた調査(総務省が中心となって実施)を行い、その情報をもとに 23 年に経理項目等の把握に重点をおいた調査(総務省と経済産業省が中心となって実施)を行うこととし、「経済センサス企画会議」において検討中。</p>	<p>新統計法施行後の最初の大規模センサスとして、調査対象に対する報告義務、地方事務の法定受託事務化などが可能となるよう基幹統計調査と位置付けられることが必要(併せて、円滑な準備事務の実施に向けた配慮が必要)(総務省)。</p> <p>新たな調査として、既存の統計調査以上に広範な広報周知活動が必要(総務省)。</p> <p>新たな本社一括調査方式の円滑な実施方策について、都道府県を交えた試験調査等による検討を通じて具体化が必要(総務省)。</p> <p>調査対象名簿の整備のため、行政記録と既存の事業所名簿の突合処理の効率的な方法を工夫するとともに、これを基に調査が円滑かつ効率的に行われるよう方法の検討が必要(総務省)。</p>	

		<p>名簿整備においては行政記録の活用が議論されているものの、23年調査の経理項目の審査時等において行政記録の活用ができる状態になっていない（経済産業省）。</p> <p>ポスト経済センサスの基幹統計調査の位置付けについて、既存統計調査だけでなく未整備分野を含めて基幹統計調査を体系的な整理・構築を行わなければ、「経済センサス」の中間年における業種ごとの特性を捉えることができなくなる（経済産業省）。</p>	
<p>• サービス統計</p>	<p>現在、「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）、「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）の拡充が予定されているほか、平成20年度から、サービス産業全体の経済活動の動向を明らかにする「サービス産業動向調査（仮称）」（総務省）を創設予定。本年11月から、「サービス統計整備研究会」において、サービス統計整備の在り方について検討中。</p>	<p>サービス産業の統計は対象数が多く、信頼性の高い対象名簿の整備、実地調査に係る人員確保ができなければ、政府全体としてサービス統計の拡充に支障が生ずる（経済産業省）。</p> <p>サービス産業は所管が多府省間にまたがることから、実施においては円滑な調整・連携が必要（経済産業省）。</p>	
<p>• ストック統計</p>	<p>民間企業ストックの推計精度向上の観点から、平成18年度から新たに「民間企業投資・除却調査」（内閣府）を実施。</p>	<p>「民間企業投資・除却調査」を引き続き行うとともに、恒久棚卸法に基づくストック推計の改善について検討中（内閣府）。</p> <p>効率的にデータを収集するために既存の統計調査の活用が必要となるが、同時に、調査対象者の回答可能性及び負担軽減への配慮も必要（総務省）。</p>	

<p>• (企業サイドからの) 雇用統計</p>	<p>「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)において、平成17年調査から、「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」、「臨時労働者」別の労働者数を把握。</p> <p>「経済産業省企業活動基本調査」(経済産業省)において、平成19年調査から、「うち正社員・正職員」のうち「うちパートタイム従業者」について就業時間換算の項目を追加。</p>		
<p>• 環境統計</p>	<p>温室効果ガスの関連統計</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月から、自動車から排出される温室効果ガスの排出量の実態をよりの確に捉えるため、「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)を実施。 <p>環型社会の形成及びリサイクル関連事項の充実を図るため、平成17年度に、「木質バイオマス利用実態調査」(農林水産省)を実施。</p> <p>中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会において環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針について検討中(環境省)</p>		

<p>•地域統計</p>	<p>「国勢調査」(総務省)、「事業所・企業統計調査」(総務省)等の大規模統計調査において、都道府県別、市町村別等の地域別データを集計・公表。</p> <p>地域経済の構造と循環を体系的に把握した「県民経済計算」をとりまとめ(内閣府)。</p>	<p>小規模標本の調査では地方ブロックより小さい地域区分のデータ提供は統計精度の観点から困難(総務省)。</p> <p>現在、都道府県間における作業スケジュールのばらつき等により、当該年度の約2年後の公表となっているが、早期化に向けて調整中(内閣府)。</p>	
<p>•グローバル化関連統計</p>	<p>「海外事業活動基本調査」(経済産業省)等において、日本企業の海外事業活動の実態等を把握。</p>	<p>「科学技術研究調査」の技術貿易のデータなど複数の統計の活用により対応すべきと考えられ、そのための全体方針の策定が必要(総務省)。</p>	
<p>•国際移動統計</p>	<p>「出入国管理統計」(法務省)、「在留外国人統計」(法務省)等を作成。</p>	<p>「出入国管理統計」及び「在留外国人統計」は、いずれも所掌事務の処理の状況等を明らかにし、施策の基礎資料とすることを目的とした統計であり、現在その実施に当たって特段の障害はない(法務省)。</p> <p>業務統計は必ずしも人口移動統計の目的で作成されておらず、人口移動統計の推計に十分な詳細情報を得るには限界(総務省)。</p>	
<p>•分布統計</p>		<p>SNAの家計勘定に見合う所得、資産・負債等の分布統計について研究・試算等を実施。各年の推計・公表には、情報源の制約、推計方法の課題等について更なる検討が必要(内閣府)。</p>	
<p>•NPO統計</p>	<p>平成16年から「事業所・企業統計調査」(総務省)において、厚生労働省や都道府県が保有する名簿情報を活用し、NPO法人の把</p>		

	握率を向上。		
•観光統計	「観光統計の整備に関する検討懇談会」での議論を経て、平成 19 年 3 月から「宿泊旅行統計調査」（宿泊施設数、延べ宿泊者数等を都道府県別に四半期ごとに調査）を実施（国土交通省）。		
•IT 統計	「情報処理実態調査」（経済産業省）（17 年度以降実施の本体調査及び 15 年度の付帯調査（内閣府））において、SNA 推計の分析に必要な調査項目を見直し、ソフトウェア制作（自社利用分）の内訳（労務費、外注加工費、経費）を把握。 各種統計調査において、IT 関連項目を拡充（総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省）。	SNA におけるソフトウェア推計について検討中（内閣府）。複数の統計の活用により対応すべきと考えられるが、そのための全体方針の策定が必要（総務省）。	
•家族関連統計（少子化関連含む）	「人口動態調査」、「人口動態調査特殊報告」、「生命表」、「国民生活基礎調査」、「21 世紀出生児縦断調査」、「21 世紀成年者縦断調査」、「中高年者縦断調査」、「人口移動調査」、「出生動向基本調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」等を作成（厚生労働省）。	世帯統計における調査環境の悪化に伴う回収率の低下（厚生労働省）。	

•ジェンダー統計	各種の統計調査において、調査結果の男女別の表章を拡充。		
•若者関連統計	平成 17 年 10 月の「企業における若年者雇用実態調査」において、若年正社員の採用実態を把握(厚生労働省)。		
•(社会経済的)格差に関する統計	「全国消費実態調査」(総務省)、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)、「所得再配分調査」(厚生労働省)などの結果から、所得・資産などに関するジニ係数を公表。	既に試行的に提供している政府統計マイクロデータにより分析できるよう、更なる提供データの充実と幅広い周知が必要(総務省)。 所得・資産などのセンシティブな調査項目に関する忌避感から有効回答率が低下(厚生労働省)。	
2 統計の作成関係			
(1) 行政記録の活用			
•行政記録の活用	「経済センサス」において、商業登記における法人の名称・所在地情報等を活用。 新統計法(平成 21 年春全面施行予定)において、行政記録情報の提供に関する協力の要請、情報の適切な管理、守秘義務等を規定。	各行政記録ごとに定義が異なる情報が含まれるなど事業所の照合が困難(所要の分析を行う必要)(総務省)。 統一コードが存在しないため、異なる情報間での事業所の照合が困難(総務省)。 入手するための行政手続きが煩雑(総務省)。 新法に基づく協力要請・情報の適切な管理等の具体的内容が定まっていない(政策統括官)。 教育関連統計における行政記録の活用の在り方について、十分な検討がなされていない(文部科学省)。 行政記録の保有機関及びそのもととなる情報の提供者である国民の理解を得ること(厚生労働省)。 「漁業センサス」において、漁船法に基づく漁船登録の行政記録を活用することが考えられるが、都道府県からは個	

		<p>個人情報保護の観点からデータの提供を拒まれている（農林水産省）。</p>	
<p>• ビジネス・フレームの整備</p>	<p>新統計法において、事業所母集団データベースの整備を規定。 平成 20 年度から商業登記簿を活用した事業所・企業データベースの運用を開始予定（総務省）。</p>	<p>統一コードが存在しないため、異なる情報間での事業所の照合が困難（総務省）。</p> <p>データベース更新のために基本的事項に関する調査が必要（総務省）。</p>	
<p>• 民間業務データ（POS データ、IC カード乗車券等）の活用</p>	<p>「消費者物価指数」（CPI）（総務省）の作成において、一部 POS データを活用。</p>	<p>継続的に作成・提供される保証がない。統計上有益な民間業務データであっても、企業の事情で提供されない場合も存在（総務省）。</p> <p>POS データは非常に高額（総務省）。</p> <p>IC カード乗車券の活用については、民間事業者の協力が必須（国土交通省）。</p>	
<p>（ 2 ） IT の活用など調査手法の見直し</p>	<p>平成 20 年度から、各府省共同利用のオンライン調査システムの本格運用開始を予定。 電子的手段を利用した統計調査の実施（133 調査、19 年 6 月末現在）。</p>	<p>予算の確保（厚生労働省）。</p> <p>開発に当たり、費用対効果の十分な検討が必要（総務省）。</p> <p>フィッシング等不正行為に対する対策など、インターネット回答の信頼確保のための多角的な対応が必要（総務省）。</p> <p>オンライン調査を推進する際の客体の環境（PC、スキル等）の向上が必要（文部科学省）。</p> <p>オンライン調査の電子調査票の整備（改修）経費の確保が必要（文部科学省）。</p> <p>投資効果に見合うオンライン調査による回収率向上がみられない（厚生労働省）。</p> <p>事業所・企業を対象とする調査については協力度合いに応</p>	

		じてオンライン化を進めているが、高齢化が進んでいる中小零細な個人農林漁家が対象の中心となる調査での導入は困難である（農林水産省）。	
(3) 実査体制（統計専任職員等）	<p>統計専任職員制度を整備：平成19年度現在全国2,103名。</p> <p>統計調査員確保対策事業の実施。</p>	<p>【地方公共団体の統計職員関係】</p> <p>教育委員会には統計専任職員がいないため、教育委員会経由の調査を担当する職員の負担が増大（文部科学省）。</p> <p>予算の縮減による専任職員の削減（厚生労働省）。</p> <p>専任職員の配置数の減少（政策統括官）。</p> <p>市町村合併に伴う市町村統計業務従事者数の減少（政策統括官）。</p> <p>【統計調査員関係】</p> <p>統計調査員の高齢化による熟練者の確保（厚生労働省）。</p> <p>低額な統計調査員手当（厚生労働省）。</p> <p>統計調査員の安全（私用車使用の自動車事故等）の確保（厚生労働省）。</p> <p>登録調査員の高齢化（政策統括官）。</p> <p>【その他】</p> <p>調査環境の変化、新たな統計ニーズへの対応など、地方公共団体を含めた体制の充実・強化が必要（総務省）。</p> <p>地方自治体のオンライン調査に対する理解と協力が必要（文部科学省）。</p>	
(4) 民間開放	<p>統計調査関連業務の民間開放について、「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月閣議決定）に明記。</p> <p>本年5月に、各府省統計主管課長</p>	<p>統計調査の民間開放については、一般に企画を除く調査の実施に関わる業務を包括的に委託することとされているが、なじむ業務、なじまない業務の仕分けなど今後の方針が未確立（総務省）。</p> <p>民間委託を行う場合、質の確保、効率性、受託可能性とい</p>	

	<p>等会議申合せにより「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定。</p> <p>新統計法において、調査票情報等の適正管理義務、秘密の漏洩等の禁止等の規律を統計調査事務の受託者にも課す旨を規定。</p> <p>上記閣議決定に基づき、本年度、「科学技術研究調査」(総務省)等において民間開放を実施。また、平成20年度から「経済産業省企業活動基本調査」(経済産業省)等において、民間開放を予定。</p> <p>「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」(総務省)、「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会」(経済産業省)において、統計調査の民間開放について検討中。</p>	<p>った要件を満たすとともに、調査対象者からの信頼感を確保することが必要(総務省)。</p> <p>落札者がいない場合の最終的な統計調査の実施手段の担保(厚生労働省)。</p> <p>民間事業者が登録調査員を活用できるような仕組みの構築(厚生労働省)。</p> <p>秘密漏洩やメイキングを防ぐ観点から、民間事業者あるいは民間事業者に雇用されている者の業務プロセス管理(厚生労働省)。</p> <p>農林水産統計調査は他の統計調査とは異なり、農政改革の推進と一体的にフェース・トゥー・フェースによる調査手法でなければ正確な調査結果が得られないものであるため、調査精度の維持に十分配慮しながら民間開放を推進する必要がある(農林水産省)。</p> <p>民間事業者の活用を行う場合、統計の品質を維持するためには、官庁側のノウハウが失われない工夫、事業者が変わる度に指導コストが必要、事業者側のインセンティブ確保、必要十分な予算の確保等の課題あり(経済産業省)。</p> <p>統計調査業務に関する市場を適正に形成するための環境整備が課題(経済産業省)。</p> <p>統計の品質の維持、コスト削減や業務の効率化、統計市場の健全な形成(民間事業者の受注可能性の確保)の観点から、民間事業者の活用に関する課題を検討することが必要(経済産業省)。</p>	
(5) 緊急ニーズへの対応方策			

<p>(6) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充</p>	<p>広報・啓発関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「統計の日」のイベント等の実施。 ・教育関係者を対象とした「統計指導者講習会」の実施。 ・統計調査の利活用事例をまとめたパンフレット等の作成。 <p>HP 上に統計教育のためのサイトを開設（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省）。</p>	<p>統計全体の啓発と個別調査の広報の効果的な連携が必要（総務省）。</p> <p>予算の確保（厚生労働省）。</p> <p>これまでの取組が調査環境の改善につながっていない（厚生労働省）。</p>	
<p>(7) 報告者負担の軽減</p>	<p>報告者負担の軽減の観点から、事業所・企業を対象とする承認統計調査を実施する際に、（社）日本経済団体連合会の経済政策委員会に対し、意見照会を実施。</p> <p>民営の事業所・企業を対象とする統計調査について、事業所・企業データベースを活用し、調査客体の重複是正措置を実施。</p> <p>本年度、「経済産業省企業活動基本調査」（経済産業省）において、「法人企業統計調査」（財務省）及び「科学技術研究調査」（総務省）の一部項目を活用。</p> <p>平成 17 年度に、「統計調査等の報告負担に関する調査」を実施。</p>	<p>負担軽減と統計ニーズとのバランスに配慮する必要（総務省）。</p>	

(8) 統計作成方法の見直し ・ 季節調整			
3 統計の利活用関係			
(1) 匿名データの作成・提供 (2) オーダーメイド集計	<p>新統計法において、匿名データの作成・提供及び委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)について規定。</p> <p>「統計データ利用促進検討会議」(6省で構成)において、新統計法の全面施行時までには、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計に関するガイドラインを作成すべく検討中。また、このガイドラインに係る技術的な課題については、本年10月から、「統計データの二次利用促進に関する研究会」(学識経験者5人で構成)において検討中。</p> <p>匿名データの試験的作成を一橋大学と共同で、実施(総務省)。</p>	<p>【匿名データ】</p> <p>秘匿方法など作成方法の検討(総務省)。</p> <p>匿名データの対象となる統計調査の検討及び秘匿措置の在り方(文部科学省)。</p> <p>匿名データについては、国民の信頼を確保するため、匿名化の基準が必要(厚生労働省)。</p> <p>匿名データは、ニーズに応じて作成すべき(国土交通省)。</p> <p>【オーダーメイド集計】</p> <p>オーダーメイド集計については、以下の点などの検討が必要</p> <p>(1)依頼内容によっては、少ないサンプル数による集計依頼など統計への信頼性を欠くような場合。</p> <p>(2)集計の仕方の知的財産権。</p> <p>(3)秘匿措置の基準。(厚生労働省)</p> <p>【共通】</p> <p>コストの設定・回収(手数料)(総務省)。</p> <p>二次的利用に対応する体制の整備(総務省、文部科学省)。</p> <p>人員及び予算の確保(厚生労働省)。</p> <p>報告者の心理的抵抗への危惧(厚生労働省)。</p> <p>報道機関、国会議員、地方公共団体等から公表資料以外の集計を短い期間に要望されることが多いが、職員数が限られており、負担が大きい(国土交通省)。</p> <p>新統計法施行後には、匿名データ及びオーダーメイド集計</p>	

		の依頼があると考えられるが、現状の職員数では対応が困難である（国土交通省）。	
(3) データ・アーカイブ（ウェアハウス）の整備	「統計データ利用促進検討会議」において、統計データアーカイブの在り方等について検討中。	<p>整備に向けたリソースの確保（総務省）。</p> <p>調査票の電磁的記録の保存年限の見直し（文部科学省）。</p> <p>個票データ及びメタデータの可能な限り長期的な保存についての基準が必要（厚生労働省）。</p> <p>メタデータの永年保存のための措置方法の明確化（厚生労働省）。</p> <p>保存のための予算確保（厚生労働省）。</p> <p>電子化以前の紙の調査票、過去の調査様式や記入要領は、大量であることから、すぐに閲覧することができない状態である。また、経年による劣化が心配される（国土交通省）。</p> <p>データ・アーカイブのイメージ、在り方についての共通認識がない（政策統括官）。</p>	
(4) 各府省でのデータ共有の促進	<p>「SSDS（社会・人口統計体系）データ共有システム」を開発し、平成16年以降、SSDSで収集・整備している全データを各府省に対して提供（総務省）。</p> <p>平成20年度から政府統計共同利用システムの本格運用を開始予定。</p>	<p>政府統計共同利用システムの運用経費が高額である（国土交通省）。</p> <p>政府統計共同利用システムの統計表管理システム等への登録体制の整備（文部科学省）。</p> <p>過去データの登録整備（文部科学省）。</p>	

4 体制、組織関係			
(1) 統計リソース(予算、人員など)の配分の在り方、有効活用	「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、業務見直し等に伴い、22年度末までに農林水産省の統計部門職員を縮減(4,132人2,228人)予定。	既に19年度(約450名が配置転換、うち3名が他府省の統計組織)20年度(内定)の配置転換が進捗。今後21、22年度についても引き続き配置転換が必要であり、この取組の中で、他府省の統計分野での人材活用が図られるような方策の検討が必要である(21年度分の各府省受入枠数は20年3月に決定予定)(農林水産省)。 統計部門職員の定員確保の困難性(文部科学省)。 統計関係職員の急減及び人事政策により、統計に関するベテランの減少や知識の低下が発生しており、どの様に対処するかが課題(経済産業省)。	
(2) 統計人材の育成	新統計法において、公的統計の作成に従事する職員の資質向上に必要な研修等について規定。 府省間における人事交流を実施。 統計研修所において国家公務員及び地方公務員に対し、統計に関する専門研修を実施(総務省)。 鉱工業指数、産業連関表について、地方公共団体職員等への研修を実施(経済産業省)。	【研修】 専門性の高い研修が求められる一方で、定員削減、業務繁忙等により研修を受けさせることが困難(総務省)。 研修を考慮した人事運用の在り方(総務省)。 統計研修への参加機会の確保(厚生労働省)。 経済産業省では、「地域産業連関表」及び「延長産業連関表」並びに「国際産業連関表」の作成を行っており、これらは所管産業のみならず、全産業を網羅しているため、産業連関表作成担当者の作成ノウハウ・技術の維持・向上は必要不可欠。これらのノウハウ・技術の維持・向上は現行の基礎的な研修だけでは不十分である(経済産業省)。 【その他】 統計専門職員の減少による知識、技術の継承(厚生労働省)。 統計職員の漸次削減に伴う統計調査分析専門家の減少や人事ローテーションの短縮化等によるスキル蓄積への障害が	

		発生しており、どう対処するかが課題（経済産業省）。 統計の専門家を育てるための体制が充分ではない（国土交通省）。	
(3) 関係機関等（地方、学会等） との連携強化		いくつかの学会の研究集会等に参加しているが、リソースの限界のためより多くの会合等に対応するには限界（総務省）。	
(4) 統計機関の独立性、中立性(公表前の機密保持のガイドライン作成等)			
5 その他			

注)「政策統括官」とは、総務省政策統括官（統計基準担当）を指す。